



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省中国地方整備局
浜田河川国道事務所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

2017年（平成29年）9月29日

資料提供先：浜田記者クラブ
益田記者クラブ

お知らせ

国道の刈草・せん定枝葉を無償で提供します。 ～畑や果樹園の草押さえ等に利用しませんか？～

国土交通省浜田河川国道事務所では、円滑な道路交通を確保するため、除草・街路樹せん定等を行っています。

国道の除草・街路樹せん定から発生する刈草等については、資源の有効活用を図るため、みなさんに無償で提供いたします。

刈草等の引き取りを希望される方は、別紙「刈草等提供の注意事項」と「刈草等の無償提供申込書」をご覧になり、浜田国道維持出張所または益田国道維持出張所へ申し込みをお願いします。

みなさまからの申し込みをお待ちしています。

【利用例】



草押さえ

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 電話 0855-22-2480（代表）

副所長（道路）

やまもと たかゆき
山本 孝行

（担当）道路管理課長

いとう のりまさ
伊藤 法政

【担当出張所】浜田国道維持出張所

おかだ としお
岡田 俊夫

益田国道維持出張所

よしかわ おさむ
吉川 修

※刈草、せん定枝葉配布の問い合わせは、各国道維持出張所をお願いします。（連絡先は別紙参照）

刈草等提供の注意事項

1. 申込の方法

- ・刈草等提供申込書に必要事項をご記入のうえ、各担当出張所に送付（FAX も可）又は持参願います。
- ・提供場所、提供日時は調整のうえ、各担当出張所より連絡いたします。
- ・刈草等の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬をお願いします。
- ・申し込みに締め切りはありませんが、刈草等が無くなりしだい終了します。
- ・降雨等により刈草等の腐敗が想定される場合は、予告無く道路管理者が処分する場合があります。あらかじめご了承ください。

【担当出張所】

①浜田市の方

- ・浜田国道維持出張所 〒697-0034 浜田市日脚町寺地 282-2
Tel : 0855-27-1133 Fax : 0855-27-4633

②益田市,津和野町の方

- ・益田国道維持出張所 〒698-0025 益田市あけぼの西町 19-1
Tel : 0856-22-1415 Fax : 0856-24-2698

2. 提供する場所、形態

提供する刈草等の状態は、バラ（集草のみ）で、提供数量は下記のとおり予定しています。

提供場所については、下記の場所を予定しています。

（詳細は位置図のとおり）

- ・提供場所：浜田市西村町 バラ（300m³程度）
益田市須子町 バラ（250m³程度）

3. 提供時期

刈草の提供時期は、下記を予定しています。

- ・平成29年10月上旬～平成30年2月下旬

4. 提供する刈草等について

- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、取りきれない土砂、ビニール等のゴミが混在している場合がありますので、利用にあたっては十分留意願います。
- ・刈草にはいくつかの種類が混在しており、いばら、ツル系植物等の草や雑草の種子が含まれている場合があります。

5. 提供にあたっての注意事項

- ・提供は先着順とし、申し込み頂いた希望者すべての皆様にお渡しすることが出来ない場合がありますのでご了承ください。

- ・ 積み込み・運搬は申し込み者にて行って下さい。
- ・ 引き取った刈草等は、申し込み者が利用することとし、営利目的に使用しないで下さい。
- ・ 引き取り後の返却には応じることは出来ません。また、違法行為（不法投棄等）のないよう、各人の責任において適切に管理して下さい。
- ・ 積み込み、運搬時の事故及び運搬等に係る費用、提供後の使用等に関して国土交通省は一切の責任、負担を負うことは出来ません。ご理解頂くと共に、事故のないように十分注意して頂くようお願いいたします。

位置図

<刈草・せん定枝葉の提供場所>

● **浜田市**（浜田国道維持出張所管内）



住所: 浜田市西村町地内(山陰道 西村高架橋下)
(市道大麻15号線沿い)

※詳細な場所については、浜田国道維持出張所がご説明します

● **益田市、津和野町**（益田国道維持出張所管内）



住所: 益田市須子町地内(角井資材置き場)
(角井IC付近 国道9号沿い)

※詳細な場所については、益田国道維持出張所がご説明します